

I. 計画および期間

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、住民に身近な地方公共団体である市町村が中長期的な観点に立って策定する、「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

緑地の保全や緑化の推進等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、将来像との実現のための施策等を定めるものであり、また、将来像を市民や民間事業者等と共有し、施策展開の方向性を示すことで、協働による緑のまちづくりを推進していくものです。

令和7(2025)年度に当初計画の最終年度を迎えることから、今後も引き続き、市民、事業者、市が一体となった体系的・総合的な施策を展開し、市民が身近な自然や緑にふれあい、生活の豊かさを実感できるまちづくりを推進するため、新たな緑の将来像や目標指標の設定、その実現のための施策の見直し等、新たな計画期間をもつ緑の基本計画の策定を行います。

【次期計画策定のポイント】

- ①計画期間内の実現可能性を考慮した目標値、市民にわかりやすい目標指標の設定
- ②上位計画や関連計画の策定を踏まえた、目指すべき将来像や実現のための施策等の整合性の確保
- ③まちづくりを取り巻く社会潮流や近年の関連法令の改正等を踏まえた計画内容の拡充

新たな計画の計画期間は令和8(2026)年度から令和27(2045)年度の20年間、中間目標年次は令和17(2035)年度、長期目標年次は令和27(2045)年度とします。

2. 課題

緑に関する課題を①環境保全系統 ②レクリエーション系統 ③防災系統 ④景観形成系統 ⑤緑のまちづくりの5項目別に、近年の社会動向、緑に関するアンケートの結果等より整理を行います。

習志野市が保有する谷津千潟をはじめとした貴重な自然環境を保全し、また、公園や緑地の新たな活用を検討していく必要がある一方で、維持管理費の増加や担い手の減少や高齢化が見込まれるため、維持管理費の縮減に資する効率化、効果的な対策の必要性などがあげられます。

3. 目標

都市環境の保全、レクリエーション活動や憩いの場、防災、都市景観の形成等の機能を持つ多彩な緑や水辺を守り、未来へつなげていくことにより、市民が生活の豊かさを実感できる緑のまちづくりを目指すため、本計画の緑の将来像(テーマ)を次のように定めます。

〈緑の将来像〉

多彩で豊かな緑と水を守り 未来へつなげるまち 習志野

4. 内容

【次期計画の数値目標】

緑地の確保目標

- ①市街化区域に対する割合
【現況】10.6%→【計画】11.0%
- ②都市計画区域(市全域)に対する割合
【現況】12.8%→【計画】13.0%

都市公園ならびに都市公園等の施設の整備目標

- ①都市公園の面積
【現況】6.8 m²/人→【計画】7.5 m²/人
- ②都市公園等の面積
【現況】9.0 m²/人→【計画】9.5 m²/人

緑化の目標

- ①公共施設
敷地面積の20%を目標に緑化
- ②民有地
市民・事業者・市の協働により緑化を推進

成果指標

- ①緑の質に関する満足度
【現況】34.3%→【計画】50.0%
- ②公園の利用頻度(月に4~5回以上)
【現況】30.7%→【計画】45.0%

【計画の体系】

緑の将来像で示した緑のまちづくりを市民、事業者、市等の協働により実現するための基本方針を定め、基本方針に基づく施策を推進していきます。

<基本方針>

(1) 地域の個性となる緑と水を守りいかす

(2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ

(3) 身近な暮らしの緑をはぐくむ

(4) 協働・連携による緑の輪をひろげる

<施策の推進方向>

- (1)-1 千潟の保全と活用
- (1)-2 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出
- (1)-3 優れた自然環境の保全と活用
- (1)-4 習志野らしい歴史・文化的環境の保全
- (1)-5 農地の保全と活用

- (2)-1 公園・緑地の適正配置・魅力向上
- (2)-2 緑と水の拠点のネットワーク化
- (2)-3 公園・緑地の防災機能の強化
- (2)-4 既存の公園・緑地の適正な管理・運営

- (3)-1 公共公益施設の緑化
- (3)-2 住宅地の緑化
- (3)-3 工場・事業所等の緑化
- (3)-4 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化

- (4)-1 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実
- (4)-2 多様な媒体による緑の情報発信の充実
- (4)-3 環境学習の推進
- (4)-4 緑と水の計画・調査・研究